

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を 改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

保育士が禁錮以上の刑に処せられたこと等により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 5 各号（第 4 号を除く。）に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当することとなった場合に、速やかに保育士登録の取消しが行われるよう、欠格事由に該当するおそれがある事案を都道府県知事が把握した場合に、当該都道府県知事が当該事案に係る保育士の本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行うこと等により、欠格事由に該当するかどうかを確認することとする旨の規定を新設するもの。

2. 改正概要

保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）が逮捕されるなど、保育士が欠格事由に該当するおそれがあると都道府県知事が認める場合、当該都道府県知事は、当該保育士の本籍地の市区町村に対して犯歴情報の照会を行うこと等により、欠格事由に該当するかどうかを確認するものとする。

3. 改正省令

- ・児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
- ・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）

4. 根拠条文

- ・児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 21 条
- ・国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 9 条において準用する児童福祉法施行令第 21 条

5. 施行期日等

公布日：平成 30 年 2 月中旬（予定）

施行日：公布日